

デジタル・プラットフォームを巡る 取引環境の整備に向けて

経済産業省、公正取引委員会、総務省

これまでの政府内の検討経緯

未来投資戦略2018（2018.6閣議決定）

(2) 大胆な規制・制度改革

① サンドボックス制度の活用と、縦割り規制からの転換

．．．

② プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備

- ・ プラットフォームの寡占化が進む中で、新たなプラットフォーム型ビジネスが次々と創出され、活発な競争が行われる環境を整備するため、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能なAPI開放等を含め、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和（参入要件の緩和等）、デジタルプラットフォーマーの社会的責任、利用者への公正性の確保など、**本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める。**



デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会

- 2018.7～ 経済産業省・公正取引委員会・総務省で本検討会を設置し、デジタル・プラットフォーマーを取り巻く課題や対応について、論点整理を実施
- 2018.11.5 検討会による**中間論点整理（案）**公表
→・パブリックコメント手続きを実施
・11/16、11/28の検討会において、事業者ヒアリングを実施
- 2018.12.12 **中間論点整理**公表

プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則（2018.12）

- 本検討会による中間論点整理を踏まえ、**経済産業省・公正取引委員会・総務省において、今後、具体的措置を進めるに当たっての視点や重要論点を掲げた基本原則（案）を策定。**
- 2018.12.18 三省から**未来投資会議下の構造改革徹底推進会合「第4次産業革命」会合**に対して報告の上、基本原則として公表。

【基本原則の概要】

1. デジタル・プラットフォームに関する法的評価の視点

検討を進めるに当たっては、デジタル・プラットフォームが、①**社会経済に不可欠な基盤**を提供している、②多数の消費者（個人）や事業者が参加する**場そのものを、設計し運営・管理**する存在である、③そのような場は、**本質的に操作性や技術的不透明性**がある、といった特性を有し得ることを考慮する。

2. プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進

革新的な技術・企業の育成・参入に加え、プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の**業法**について、見直しの可否を含めた制度面の整備について検討を進める。

3. デジタル・プラットフォームに関する公正性確保のための透明性の実現

- ① 透明性及び公正性を実現するための出発点として、**大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握**を進める。
- ② 各府省の法執行や政策立案を下支えするための、デジタル技術やビジネスを含む**多様かつ高度な知見を有する専門組織等の創設**に向けた検討を進める。
- ③ 例えば、一定の重要なルールや取引条件を開示・明示する等、**透明性及び公正性確保の観点からの規律**の導入に向けた検討を進める。

4. デジタル・プラットフォームに関する公正かつ自由な競争の実現

例えば、データやイノベーションを考慮した企業結合審査や、サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用等、**デジタル市場における公正かつ自由な競争を確保するための独占禁止法の運用**や関連する制度の在り方を検討する。

5. データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放について、イノベーションが絶えず生じる競争環境の整備等、様々な観点を考慮して検討を進める。

6. バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築

デジタル分野におけるイノベーションにも十分に配慮し、自主規制と法規制を組み合わせた**共同規制等の柔軟な手法**も考慮し、実効的なルールの構築を図る。

7. 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

我が国の法令の**域外適用**の在り方や、**実効的な適用法令の執行の仕組み**の在り方について検討を進める。規律の検討に当たっては国際的なハーモナイゼーションも志向する方向で検討する。

未来投資会議 (2019.2)

- 2019.2.13に開催された**未来投資会議（本体）**において、構造改革徹底推進会合より報告がなされ、「デジタル市場のルール整備」について議論が行われた。

【参考】2019.2.13 未来投資会議 資料2 構造改革徹底推進会合会長「デジタル市場のルール整備についての検討項目」より

今夏の成長戦略の実行計画の閣議決定に向けて、当該会合において下記のとおり検討項目をとりまとめたので、本検討項目も踏まえて、未来投資会議で議論を行っていただきたい。

1. 内閣官房にデジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織を設置する

- ・ グローバルで変化が激しいデジタル市場における市場競争状況の評価については、在来の競争当局のノウハウだけでは対応が困難。また、縦割りの業所管的発想でも対応が困難。
- ・ 所掌事務は、
 - ① デジタル市場における競争状況の評価、
 - ② 様々なプラットフォームビジネスについてのルール整備、独禁法、個人情報保護などの課題の調査・提言、
 - ③ 中小企業・ベンチャーなどを含めたデジタル市場の活性化に向けた提言、
 - ④ G7等の国際的枠組みにおけるデジタル市場の競争評価に関するルールづくりへの参画等
- ・ 専門組織は、法学、経済学、情報工学、システム論等の専門家を集め、事務局については、公正取引委員会事務総局、デジタル関係の政策を担当する経済産業省、総務省などの知見のある行政官を広く募る。

2. デジタルプラットフォーム企業と利用者間の取引の透明性・公正性の確保のためのルール整備

①企業結合

- ・ デジタル市場においては、企業の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれがある。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案が出来ていないとの指摘がある。
- ・ このため、データの価値評価を含めた企業結合審査のためのガイドラインand/or法制整備を図る。その際、イノベーションを阻害することのないよう留意する。

②取引慣行等の透明性・公正性

- ・ デジタルプラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス(Gig Economy)にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。
- ・ 他方、デジタルプラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a)契約条件やルールの一方的押しつけ、(b)サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c)データへのアクセスの過度な制限等の問題が生じるおそれがある。
- ・ このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性および公正性確保のための法制 and/or ガイドライン整備を図る。
- ・ 一方で、ルール整備が第4次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初はcomply or explain(従うか、または、従わない理由を説明する)といった自主性を尊重したルールを検討する。
- ・ 具体的には、契約条件や取引拒絶事由の明確化・開示、ランキング(商品検索結果の表示順)の明示、デジタルプラットフォーム企業が自身の商品・役務提供を優遇する場合の開示、最恵国待遇条項(取引先の中で最も有利な取引条件を求めること等)を求める際の開示、あるいは苦情処理システムの整備義務といった項目について検討を行う。

3. データの移転・開放の促進等

金融分野、医療分野、といった具体的分野ごとにデータポータビリティ・API開放について具体的制度設計を行う。また、レガシー規制などについて、デジタル市場に即したルールの整備を図る。

この際、規制改革推進会議と連携する。

- 未来投資会議における議論を踏まえ、議長である**安倍総理**から**以下の発言**がなされた。

本日は、最初にデジタル市場のルール整備について議論を行いました。世界で流通するデータの量は近年急増しています。デジタル・プラットフォーム企業は、中小・小規模事業者、ベンチャーや個人の利用者にとって、**国際市場などへのアクセスの可能性**を飛躍的に高めます。一方、利用者にとって、**個別交渉が困難、規約が一方的に変更される、利用料が高い**、といった声も聞かれます。

このため、**取引慣行の透明性や公正性確保に向けた、法制又はガイドラインの整備を図る必要**があります。また、**デジタル市場においては、データの独占による競争阻害が生じる恐れがあり、これについても同様の対応**が求められます。デジタル市場の競争政策の調整等を行うためには、**高い専門的知見**が求められるとともに、加速度的な変化を遂げつつある中で**スピーディな対応**が可能となるよう、**縦割り省庁的発想を脱した、新しい体制の整備を進めたい**と考えます。

・・・(中略)・・・

これらの諸点について、**今年の夏取りまとめる成長戦略の実行計画において、方針を決定したい**と考えています。茂木大臣を始め、・・・(中略)・・・関係者において、具体的な検討を進めていただくようお願いいたします。

主な検討課題と進め方

デジタル・プラットフォーマーの取引慣行に関する実態調査の実施

並行して、今夏の成長戦略の実行計画へ向け、経済産業省・公正取引委員会・総務省においても、以下の具体的検討を進めていく。

1. 取引慣行の透明性や公正性確保に向けたルール整備

- 【WG1】透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループを新たに設置し、法制又はガイドラインも含めたオプションを整理する。

2. データ等の独占による競争阻害への対応

- データ等の集積を考慮した企業結合審査の運用等、デジタル市場における独占禁止法の在り方について、公正取引委員会を中心に、検討する。

3. 専門的知見によるスピーディーな対応に向けた新しい体制の整備

- 新しい体制の在り方に関して、政府内で取り纏めを行う。

4. データの移転・開放等の在り方に関する検討

- 【WG2】データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループを新たに設置し、政策課題の抽出を行う。

デジタル・プラットフォーマーの取引慣行に関する実態調査

- 2018年12月に公表した基本原則に基づき、公正取引委員会において、2019年1月からデジタル・プラットフォーマーの取引慣行に関する実態調査を開始。

1月

デジタル・プラットフォーマーの 実態に関する調査

【調査内容】

- ・関係事業者等に対するヒアリング
- ・情報提供窓口を通じた取引実態に係る情報収集
- ・プラットフォームの利用者(事業者・消費者)へのアンケート
- ・情報提供フォームやアンケートを踏まえての更なるヒアリング

【アンケート調査の対象分野】

- ・アプリストアの取引慣行
- ・Eコマースの取引慣行
- ・消費者のプラットフォームの利用状況 など

4月

取引慣行等の実態について整理
(公表予定)

アプリストアの取引慣行

Eコマースの取引慣行

海外の競争当局の動向

その他の取引慣行等に関する実態調査

【参考】情報提供窓口の設置

- 公正取引委員会のホームページ上に、「デジタル・プラットフォームに関する取引実態や利用状況についての情報提供窓口」を設置し、情報提供を事業者や消費者から広く受け付けている。



現在のページ ▶ [トップページ](#) デジタル・プラットフォームに関する取引実態や利用状況についての情報提供窓口

デジタル・プラットフォームに関する取引実態や利用状況についての情報提供窓口

公正取引委員会ではデジタル・プラットフォームに関する取引実態や利用状況についての情報提供を事業者や消費者の皆様から広く受け付けています。御提供いただいた情報は、「デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査」に利用させていただきます。どのような情報でも結構ですので、御提供いただければ幸いです。

また、公正取引委員会から内容確認の連絡をさせていただく際に、所属先に情報提供の事実を知られたくないなどの場合には、個人の連絡先を記入するなどの対応をお願いいたします。なお、匿名での情報提供も可能ですが、その後の公正取引委員会からの内容確認の連絡等のため、可能な限り下記項目への記載をお願いいたします。

【本情報提供窓口の御利用方法等】

- 以下のフォームに御記入の上、[送信]ボタンをクリックしてください。
- 全ての項目に入力せずとも、送信可能です。ただし、「問題と思われる行為の内容」の項目については、入力が必要となっております。
- 文字化け防止のため、半角カタカナ、丸文字、特殊文字は使用しないでください。
- 添付ファイルがある場合には、以下のフォームを利用せず、次の電子メールアドレス宛てに電子メールをお送りください（容量制限が10MBとなっておりますので、御留意ください。）。

電子メールアドレス：platform2019-〇-jftc.go.jp

（迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「一〇一」としております。電子メールを送信される際は、「@」に置き換えて利用してください。）

（注）電子メールの件名を「デジタル・プラットフォームに関する取引実態や利用状況についての情報提供」と明記してください。

※この「デジタル・プラットフォームに関する取引実態や利用状況についての情報提供窓口」のページは、情報保護の面から、SSL (Secure Sockets Layer)技術による暗号化等の必要な措置を講じています。

	情報提供者の企業名又は個人名	<input type="text"/>
情報提供者の連絡先	連絡先電話番号	<input type="text"/>
	連絡先メールアドレス	<input type="text"/>

1. 取引慣行の透明性や公正性確保に向けたルール整備

- デジタルプラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a)契約条件やルールの一方的押しつけ、(b)サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c)データへのアクセスの過度な制限等の問題が生じるおそれがある。
- このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性および公正性確保のための法制 and/or ガイドラインの整備を図ることが必要ではないか。
- 一方で、ルール整備が第4次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初はcomply or explain(従うか、または、従わない理由を説明する)といった自主性を尊重したルールを検討することが必要ではないか。

2019.2.13未来投資会議 資料1

日本経済再生総合事務局 「デジタル市場のルール整備に関する参考資料」より

- 「**透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループ**」を新たに設置し、集中的に検討を実施する。
- 同WGでは、主に、**取引慣行の透明性・公正性確保のための規律の要否・内容・制度設計等**について、現行法の運用強化（ガイドラインの整備）や法制（新法・法改正）も含む**オプションを整理**し、本検討会に報告する。
 - 整理に当たっては、公正取引委員会による実態調査で判明した事実関係を踏まえる。
 - 独占禁止法等の事後規制とのバランスも考慮しつつ、全体として、イノベーションに配慮した、柔軟かつ自主性を尊重した規律の在り方を模索する。
- 必要に応じて、消費者との関係での問題も議論する。

WG1：透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループ

【委員候補】

● = 主査

- 大橋弘 (東京大学大学院経済学研究科 教授)
- 小川聖史 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士)
- 黒田敏史 (東京経済大学経済学部 准教授)
- 伊永大輔 (広島修道大学大学院法学研究科 教授)
- 塩野誠 (株式会社経営共創基盤 取締役マネージングディレクター)
- 多田英明 (東洋大学法学部 教授)
- 森亮二 (英知法律事務所 弁護士)
- 山本龍彦 (慶應義塾大学大学院法務研究科 教授)

※必要に応じて、他にも有識者をオブザーバーとして招へいする。

【議事】

委員による自由闊達な意見交換の妨げにならないよう、原則として非公開とするが、議事要旨等を速やかに公表する。

2. データ等の独占による競争阻害への対応

- デジタル市場においては、企業の売上等の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれ。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案が出来ていないとの指摘がある。
- 米欧では、データ価値評価を含む企業結合審査手法の開発に着手。我が国も、米欧と連携しつつ、適切なデータ価値評価を含む企業結合審査手法の開発に取り組む必要あり。

2019.2.13未来投資会議 資料1
日本経済再生総合事務局「デジタル市場のルール整備に関する参考資料」より

➤ **データ等の集積を考慮した企業結合審査の運用等**、デジタル市場における独占禁止法の在り方について、公正取引委員会を中心に検討を進め、本検討会に報告する。

3. 専門的知見によるスピーディーな対応に向けた新しい体制の整備

- グローバルで変化が激しいデジタル市場における市場競争状況の評価等については、在来の競争当局の有する情報・ノウハウだけでは対応が困難。また、縦割りの業所管的発想でも対応が困難。
- 内閣官房にデジタル市場に関する競争政策の立案・調整を行う専門組織の設置を検討すべきではないか。
- なお、EUは、2015年、デジタル単一市場戦略の下、プラットフォーム取引の公正性への対策を指示。2018年10月、「オンライン・プラットフォーム経済監視委員会」を設立。

2019.2.13未来投資会議 資料1
日本経済再生総合事務局 「デジタル市場のルール整備に関する参考資料」より

- 高い専門的知見をもってデジタル・プラットフォームを中心とするデジタル市場を継続的に監視・観察し、法執行や政策等を調整・下支えするための、**新しい体制の整備**を進める。
 - 例えば、(a)デジタル市場の競争評価や(b)不公正取引の調査を行う定常的な専門組織が必要ではないか。
 - 欧州、米国等の関係機関との協力・連携関係の構築も重要ではないか。
- 6月へ向けて、新しい体制の在り方に関し、政府内で取り纏めを行う。なお、取り纏めについては、WG1でも議論の上、本検討会に報告する。

4. データの移転・開放等の在り方に関する検討

- 「データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ」を新たに設置し、透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループの検討状況を踏まえつつ、検討を開始する。
- 同WGでは、**デジタル・プラットフォーム分野におけるデータの移転・開放等の在り方**について、データのアクセスや移転が競争促進につながるような個別分野を参考に、**競争促進的観点から政策課題の抽出**を行い、本検討会に報告する。
 - 検討に際しては、デジタル・プラットフォーム分野のほか、クラウド分野や金融分野、医療分野等をケーススタディとして取り上げつつ、一般論としてのデータ移転・開放ルールの論点整理を合わせて行う。

WG2：データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ

【委員候補】

岡田羊祐委員（一橋大学大学院経済学研究科 教授）を主査とし、法学・経済学のほか、技術等の知見を有する有識者により構成する予定。

【議事】

委員による自由闊達な意見交換の妨げにならないよう、原則として非公開とするが、議事要旨等を速やかに公表する。

**(参考：デジタル・プラットフォームを巡る
近時の国際動向)**

1. デジタル・プラットフォームを巡る法制度の国際動向

- **2019.2.13【EU】オンライン・プラットフォームの透明性・公正性促進法 合意成立**
 - 昨年4月に公表された「オンライン仲介サービスのビジネス・ユーザーを対象とする公正性・透明性の促進に関する規則（案）」について、欧州議会、欧州理事会、欧州委員会が合意。
 - 今後、採択と公表から12か月後に発効する。

2. デジタル・プラットフォームを巡る法執行や政策立案の国際動向

- **2018.11.29 【ドイツ】連邦カルテル庁がアマゾンへの調査を開始**
 - ドイツの連邦カルテル庁がアマゾンに対し、マーケットで販売する事業者との間の契約条件や取引慣行に関する調査を開始。
 - 事業者からの多数の苦情をもとに行われたもの。アマゾンが最大の小売事業者と最大のマーケットプレイスという二重の役割に基づく、契約条件や取引慣行の濫用のおそれを調査する。
：特に、準拠法・裁判管轄条項、商品レビューに関するルール、アカウントの不透明な解約・停止、代金支払いの留保・遅延、事業者が提供しなければならない情報への利用権の設定を懸念。

○ 2018.12.10 【オーストラリア】Google、Facebookに関する報告書公表

- オーストラリアの競争・消費者委員会（ACCC）が、Google、Facebook等に関する報告書を公表。11個の予備的な勧告を記載。
 - ：・ Google、Facebookは潜在的な市場支配力を有しているとしたうえで、オーストラリアのビジネスへの影響（特にメディア事業者によるコンテンツの収益化への影響）や、消費者からの膨大かつ多様なデータ収集、サービスやプライバシーに関する規約の長大さ・複雑さ等を指摘。
 - ・ デジタル・プラットフォームによる広告やニュースのランク付け・表示に関し、新設又は既存の規制当局が、調査、監視、報告すべきである等と提言。

○ 2019.1.7 【トルコ】Googleについての調査を開始

- トルコの競争庁（CA）が、Googleの検索サービス及びAdwordsにおけるアルゴリズムに関し、支配的地位の濫用の調査を開始。

○ 2019.1.17 【EU】カンファレンス「デジタル化時代の競争政策の形成」

- 欧州委員会が「デジタル化時代の競争政策の形成」と題するカンファレンスを開催。
- ジャン・ティロール教授(*)によるキーノート・スピーチでは、デジタル化時代には、競争政策、規制、イノベーション政策、産業政策をミックスした政府の介入が不可欠であること等が語られた。

* 経済学。トゥールーズ第1大学。2014年ノーベル経済学賞。

○ 2019.1.21 【フランス】GDPRに基づくGoogleへの制裁金

- フランスのデータ保護機関（CNIL）が、Google LLCに対し、Androidにおけるアカウント開設の際のGDPR（一般データ保護規則）違反を理由に、5000万€（約62億円）の制裁金を命令。

①透明性と情報に関する義務への違反

：データ処理の目的、データ保存期間又は広告のパーソナライゼーションのために使用される個人データの種類といった重要な情報が、必要以上に分散されており、ユーザが用意にアクセスできない。また、データ処理の目的の記載が包括的に過ぎ、紛らわしい形式で記載されているなど、情報の明確性・網羅性を欠いている。

②広告のパーソナライゼーションに関する法的根拠の取得義務への違反

：広告のパーソナライゼーションに係るデータ処理を行うに当たって、ユーザから、十分な説明に基づく同意や具体的・明確な同意が取得されていない。

○ 2019.2.7 【ドイツ】連邦カルテル庁によるFacebookへの命令

- ドイツの連邦カルテル庁がFacebookに対し、ユーザデータの収集や、収集したデータのFacebookアカウントへの統合について、支配的地位の濫用を根拠に以下の命令。

①Facebookが所有する他のサービス（WhatsApp、Instagram等）からのユーザデータ

→収集：従前どおり可能 統合：ユーザの自由意思(*)による同意が必要

②サード・パーティ(**)からのユーザデータ

→収集・統合：ユーザの自由意思(*)による同意が必要

* 利用規約への同意ボタンに義務的にチェックを付けるだけでは不十分。

** 「いいね」「共有」ボタンなどのインターフェイスを含むウェブサイト、Webサイト運営者がユーザ分析を実行するためにバックグラウンドでFacebook Analyticsサービスを使用している場合 等

- **2019.2.14 【オーストリア】競争当局がアマゾンへの調査を開始**
 - オーストリアの連邦競争庁（BWB）が、マーケットで販売する事業者に対する支配的地位の濫用について調査を開始。ドイツ当局による調査とも緊密に連携を予定。

- **2019.3頃 【EU】デジタル化時代の競争政策に関するレポート 公表見込み**
 - 欧州委員会の競争担当委員であるMargrethe Vestagerによると、デジタル化時代における競争政策の今後の課題に関する専門家（競争法、経済学、データ・サイエンス）のレポートが3月中に公表される見込み。